

28主総総第1287号

平成29年3月17日

(主税局長決定)

平成29年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付要綱

(目 的)

第1 この要綱は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）第10条の2に規定する納税貯蓄組合の連合体である東京納税貯蓄組合総連合会（以下「総連合会」という。）及び総連合会の構成員たる納税貯蓄組合連合会（以下「地区連合会」という。）が東京都の税務行政の協力団体として行う事業活動を奨励するため、当該総連合会及び地区連合会へ交付する補助金について必要事項を定め、東京都の税務行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2 この補助金の対象となる事業は、平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）において総連合会及び地区連合会が行う事業のうち、次に掲げる事業（以下総称して「補助対象事業」という。）とする。

(1) 総連合会が行う事業

- ア 都税の口座振替納税その他都税の納税推進
- イ 税知識の普及その他納税思想の普及・啓発
- ウ 地区連合会の指導育成及び地区連合会相互の連絡調整
- エ その他東京都の税務行政の協力団体として行う事業

(2) 地区連合会が行う事業

- ア 都税の口座振替納税その他都税の納税推進
- イ 税知識の普及その他納税思想の普及・啓発
- ウ 納税貯蓄組合相互の連絡調整
- エ その他東京都の税務行政の協力団体として行う事業

(補助対象から除かれる経費)

第3 次に掲げる経費は、補助対象から除くものとする。

- (1) 会議や研修等にかかる経費のうち、飲食費。
- (2) 宿泊や遠隔地への移動を伴う、会議や研修等にかかる経費。

(交付の申請)

第4 補助金の交付申請は、総連合会分と地区連合会分とを区分の上、いずれも総連合会の長が行うものとし、総連合会の長は、補助金の交付を受けようとするときは、平成29年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を作成し、総連合会分については4月7日まで、地区連合会分については各地区連合会の事業計画等を精査した上で、6月9日までに、関係書類を添えて知事宛に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第5 知事は、第4による補助金の交付申請を受けたときは、申請書及び関係書類の内容を審査し、また、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、総連合会分と地区連合会分とを区分の上、交付の決定を行う。

2 交付決定額は、総連合会にあっては補助金の対象となる経費の100分の80の額、地区連合会にあっては100分の50の額を限度とし、かつ予算の範囲内において知事が決定するものとする。なお、総連合会に対して交付する補助金のうち一定額を「都税広報奨励金」として、都税のPR事業等にかかる経費に用途を限定して交付することとする。

3 決定後は、いずれの分についても平成29年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、総連合会に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第6 補助金の交付の時期は、総連合会分については4月、7月、10月及び1月、地区連合会分については7月とする。

2 補助金の交付請求は、総連合会分と地区連合会分とを区分の上、いずれも総連合会の長が行うものとし、総連合会の長は、補助金を請求しようとするときは、平成29年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付請求書（別記第3号様式）を作成し、関係書類を添えて各交付月の15日までに知事宛に提出するものとする。

(地区連合会への補助金の配付)

第7 東京都主税局長は、各地区連合会に配付する補助金額について、その算定基準及び配付金額を決定し、総連合会の長に通知するものとする。

2 総連合会の長は、交付を受けた補助金を各地区連合会に配付し、その結果を速やかに東京都主税局長に報告するものとする。

(承認事項)

第 8 総連合会の長は、補助金の交付決定後に次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ平成 29 年度事業計画変更・中止・廃止承認申請書（別記第 4 号様式）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の（２）に掲げる事項で軽微なものについてはこの限りでない。

なお、（１）及び（２）に掲げる事項については、変更後の事業計画案及び収支予算書案を添付するものとする。

- （１）総連合会と地区連合会との間で交付決定額の内訳額を変更する場合
- （２）補助対象事業の内容及びこれに伴う経費区分の配分を変更する場合
- （３）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(状況報告及び質問検査)

第 9 知事は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るため、総連合会及び地区連合会に対し、補助対象事業の遂行の状況に関して報告を求め、質問し、当該団体の帳簿書類等を検査することができる。

(実績報告)

第 10 総連合会の長は、補助対象事業が完了したとき又は平成 30 年 3 月 31 日が経過したときは、その日から 15 日以内に、平成 29 年度事業実績報告書（別記第 5 号様式）及びその他知事が必要とする書類を知事に提出するものとする。

2 総連合会の長は、補助対象事業が完了したとき又は平成 30 年 3 月 31 日が経過したときは、その日から 2 ヶ月以内に、平成 29 年度地区連合会事業実績報告書（別記第 7 号様式）及びその他知事が必要とする書類を知事に提出するものとする。

3 知事が、第 8 の（３）により廃止の承認をした場合は、1 及び 2 と同様とする。

(補助金の額の確定)

第 11 知事は、第 10 の 1 及び 3 の報告を受けたときは、実績報告書及び関係書類の内容を審査し、また、必要に応じて実地調査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、平成 29 年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金額確定通知書（別記第 6 号様式）により、総連合会に通知する。

(決定の取消)

第 12 次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は

一部を取り消すことができる。この規定は、第 11 により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 第 11 により既に交付すべき補助金の額を確定した場合において、又は既にその額を超える補助金が交付されているときも、同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第 14 第 12 により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、総連合会はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、総連合会がこれを納期日までに納付しなかった時は、納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(補充規定)

第 15 この要綱に定めがない事項については、東京都補助金等交付規則及び東京都主税局長が定めるところによる。